

# 新しく東京都認証保育所が開設されます

市内に3か所目となる東京都の保育所基準に適合した東京都認証保育所が1月4日(火)から開設されます。保護者の方が、就労、病気、育児疲れなどで保育を必要とする方の子育て支援スペースとして幅広く多くの方が利用できる施設となっています。

この東京都認証保育所では、午前7時から午後8時までの通常保育以外に、時間単位で一時的にお預かりする一時保育(休日保育)も実施します。

また、施設の中には子育て相談や子育てサークルの活動の場なども用意しています。

## 駅前保育所 あすなろ

- 場 所 小作台1-6-32(小作駅東口徒歩3分)
- 施 設 鉄骨造2階建
- 通常保育 午前7時~午後8時
- 対象年齢 0歳児(産休明け)から就学前まで
- 定 員 30人
- 問合せ あすなろ☎ 570-1558
- <http://www.asunaro-hoiku.co.jp>



## 「市民ボランティアの集い」開催

～ボランティア・市民活動団体の皆さんとの協働によるまちづくりを進めるために～

市では、ボランティアおよび市民活動団体の皆さんとの「協働」によるまちづくりを進めています。

そこで、ボランティア事業のあり方などについて専門家のお話を伺いし、また、より多くの皆さんのご意見をお聞きし、今後の参考とさせていただくため、「市民ボランティアの集い」を開催します。

日 時 1月22日(土)午後1時30分～4時

会 場 市役所4階大会議室

対 象 市の事業に参加・協力しているボランティア、市民活動団体の皆さん

定 員 100人(先着順)

内 容

♦講演会「ボランティア・市民活動団体と行政が協働していくために」

講 師 安藤雄太さん(東京ボランティア・市民活動センター副所長)

♦ボランティア活動などを通じての意見交換

申込み・問合せ 1月17日(月)までに、電話・ファックスまたはEメールで広域・協働推進課広域・協働担当へ

Eメール s101100@city.hamura.tokyo.jp

ファックス 554-2921

## 特別相談「若者のトラブル110番」

身に覚えのない架空請求や街でのキャッチセールス、電話でのアポイントメントセールスなど若者を対象にした悪質商法が後を絶ちません。

消費生活センターでは、関東甲信越ブロックの消費生活センターおよび国民生活センターと共に、若者の消費者被害の防止共同キャンペーンを実施します。

リーフレットの配布や特別相談「若者のトラブル110番」を開設します。ぜひご利用ください。

日 時 1月13日(木)・14日(金)午前9時～午後4時

会 場 消費生活センター(市役所分庁舎)

※電話での相談も受け付けています。

対 象 10～20歳代の方

問合せ 消費生活センター☎ 555-1111

## 横田基地の演習

米軍横田基地では、次の日程で演習を行います。

演習期間中は、基地内でサイレンが鳴ったり、放送が行われることなどが予想されます。

演習日程 1月24日(月)～28日(金)

市では、「横田基地周辺市町基地対策連絡会」を通じて、基地外に影響を及ぼさないことで、演習内容に関する情報を提供することなどについて、国と米軍横田基地に要請を行いました。

問合せ 広域・協働推進課広域・協働担当

## 税 金



### 固定資産税・都市計画税

#### ◆平成17年度償却資産の申告を

平成17年1月1日現在、羽村市内に償却資産（事業用資産で法人税または所得税で減価償却の対象になっているものを所有している方は、償却資産の申告が必要です。

申告書がお手元にない方は、市役所課税課にて配布（送付）しています。  
※前年に申告をされた方には12月中に申告書などを送付しています。  
申告期間 1月4日(火)～31日(月) (10日(月)を除く)

#### ◆住宅用地などの申告は1月31日まで

住宅用の土地に対する固定資産税・都市計画税には税負担を軽減する特例が設けられていますが、この住宅用地の特例を正しく適用するために「住宅用地等申告書」を提出する必要があります。  
平成16年中に自己所有する土地または家屋が次に該当する方は申告してください。  
○住宅または併用住宅を新築した場合  
○住宅を事務所、店舗、工場、会社などの非住宅または併用住宅に用途変更した場合

### 給与支払報告書の提出は1月31日までです

平成16年に給料や賃金などの給与などを支払った場合、支払者は「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」を市区町村に提出することになっています。

- 住宅用地に事業用家屋を新築した場合
- 住宅の取りこわしにより、土地を住宅用地として使用しなくなつた場合

#### 住宅用地の建替え特例措置があります

固定資産税の賦課期日（1月1日）前に、これまであつた住宅を取りこわした（住宅用地として土地利用されていない）場合でも、住宅建替えに着工しているなど一定の要件を満たしている場合は、住宅用地の特例措置が受けられます。特例措置を受ける方は申告する必要があります。

#### ◆取りこわし家屋(建物)などの届け出を

平成16年中に家屋の全部または一部を取りこわした方は、市役所課税課へ家屋の取りこわし申告書を提出してください。

また、平成16年中に家屋の増築を行つた方はご連絡をお願いします。  
※登記されている家屋で登記所へ滅失・増築登記などをした場合、届け出は不要です。

#### 申告先・問合せ 課税課資産税係

321

この報告書は、金額にかかわりなく、すべてのものを平成17年1月1日現在の受給者の住所地の市町村に提出してください。

※現在特別徴収されている事業所については、事業所名などが印字された市指定の「平成17年度給与支払報告書（総括表）」を郵送しましたので、そちらをご利用ください。

#### 問合せ 課税課市民税係

申込書配布場所 児童課・各保育園  
各児童館・市役所各連絡所

申込受付場所 児童課・各市立保育園  
(東・西・しらうめ・さくら保育園)

### 養育家庭さんの子育てを聞く会を開催します

## 福 祉



平成17年4月に入園を希望する方は、「平成17年度保育園のしおり」にある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

申込書配布場所 児童課・各保育園・各児童館・市役所各連絡所

### 保育園入園申し込みを受け付けます

平成17年4月に入園を希望する方は、「平成17年度保育園のしおり」にある申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

受付期間 1月4日(火)～21日(金)の午前8時30分～午後5時 (10日(月)を除く)  
※土・日曜日も受け付けます。(正午から午後1時を除く)

問合せ	日 時	1月25日(火)午後1時30分～3時
会 場	市役所4階大会議室A	
参 加 費	無料	
共 催	羽村市、立川児童相談所	
問合せ	立川児童相談所	☎ 523-11

#### ～市内私立保育園でも出張受け付けします～

受付場所	受付日	受付時間
玉水保育園	1月11日(火)	午後4時～7時 (太陽の子保育園のみ午後4時～8時)
富士見第一保育園	1月12日(水)	
富士見第二保育園	1月13日(木)	
かやの実保育園	1月14日(金)	
太陽の子保育園	1月17日(月)	
羽村まつの木保育園	1月18日(火)	
羽村たつの子保育園	1月19日(水)	
富士みのり保育園	1月20日(木)	

## 学童クラブ入所申請を受け付けます

平成17年4月に入所を希望する方は、「平成17年学童クラブのしおり」にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

### 申込書配布場所

児童課・各学童クラブ・各児童館・市役所各連絡所

### 申込受付場所

児童課・各学童課

### 受付期間

1月4日(火)～21日(金)の午前8時30分～午後5時(10日㈪を除く)

※土・日曜日も受け付けます。(正午～午後1時を除く)

### 問合せ

児童課保育係

暮らし



## 固定資産評価審査委員会委員選任

12月の定例議会での同意を得て、吉

岡清さん(緑ヶ丘在住)が固定資産評価審査委員会委員に選任されました。

吉岡さんは、今回で2期目となります。

任期 平成16年12月20日～平成19年12月19日

### 問合せ

庶務課庶務係

## 生ごみ堆肥化の助成制度の申請はお早めに

平成16年度の家庭用生ごみ堆肥化容器貸与基数および、家庭用生ごみ処理機器購入費助成件数は次のとおりです。この制度を希望される場合はお早めに申請してください。

### 家庭用生ごみ堆肥化容器貸与

#### 種類および本年度貸与基数

- D-70型(70㍑) 残り45基
- 中央児童館：1月13日(木)○西児童館  
～1月14日(金)○東児童館：1月18日(火)
- 申込み 電話で子ども家庭支援センターへ(当日参加也可)

### 問合せ

子ども家庭支援センター ☎ 578-2882

※過去3年間のうちに、2基借りている方は対象になりません。

## 家庭用生ごみ処理機器購入費助成金

本年度助成件数 残り21基  
助成金額 購入金額の2分の1(千円)  
未満は切り捨て・上限3万円

申請に必要なもの 領収書(購入者の氏名、品名欄にメーカー名と品番が記さ

れているもの)、印かん、郵便局以外の通帳(領収書の購入者と同一のもの)

※過去3年間のうちに、上記の制度の助成金を受けた方は対象となりません。

※一世帯につき1基までです。

※生ごみ堆肥化容器は対象外です。

## なお、生ごみ堆肥化助成制度は、平成16年度をもって廃止します

これは、昨年の9月に実施したモニタリング調査などの次の結果によるものです。  
①生ごみ堆肥化容器の貸与は、申請件数の激減により、堆肥化容器を必要としている家庭にはすでに行き渡っている。  
②生ごみ処理機器は、現在ではあまり使われていない。

しかし、各家庭から排出される燃やせるごみの中で、生ごみは紙類に次いで2番目に多くの割合を占めています。生ごみの水切りを励行するなど、生ごみの減量にご協力をお願いします。

### 問合せ

生活環境課生活環境係

にしてください。

## 抛点回収ボックスの設置店を募集しています

市では、ペットボトル・白色トレー・紙パックの抛点回収ボックスの設置に協力していただけるお店を募集しています。

また、ごみ分別マニュアル26ページに掲載の、川崎地区の(有)新井商店に設置されていた抛点回収ボックスは廃止され、新たに羽村市図書館に新設しました。

### 問合せ

生活環境課生活環境係

## 平成15年度決算 羽村市財政白書を作成しました

市財政について市民の皆さんにできるだけわかりやすくお知らせするため、平成15年度の決算状況とバランスシートなどの財務諸表を分析した「平成15年度決算 羽村市財政白書」を作成しました。

市役所1階市政情報コーナー、図書館、ホームページでご覧になれます。

### 問合せ

財政課

## 平成15年度決算

## 羽村市財政白書を作成しました

市財政について市民の皆さんにできるだけわかりやすくお知らせするため、平成15年度の決算状況とバランスシートなどの財務諸表を分析した「平成15年度決算 羽村市財政白書」を作成しました。

市役所1階市政情報コーナー、図書館、ホームページでご覧になれます。

### 問合せ

財政課

## その他



### 羽村・瑞穂地区学校給食用物資納入業者登録申請の受付について

平成17年度・18年度の給食用物資納入業者登録申請の受け付けを行います。

日 時 2月7日(月)～10日(木)の午前8時30分～午後4時

申請書の配布 1月24日(月)から羽村・瑞穂地区学校給食センターで配布、午前8時30分～午後4時(土・日曜日を除く)

受付場所・問合せ 羽村・瑞穂地区学校給食センター ☎ 554-2084

## 官公署から



### ■家族教室（3日間コース）

統合失調症について正しい知識と対応を知り、回復のために何が大切かと一緒に考えませんか。

日 時 1月14日(金)・19日(水)・25日(火)  
いずれも午後2時～4時

会 場 福生市さくら会館3階ホール  
申込み・問合せ 西多摩保健所保健対策課地域保健第一係 ☎ 0428-12  
2-6141

○給料、退職手当、報酬、不動産の使用料などの支払者は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類（法定調書）を税務署に提出することができます。

○平成16年分の法定調書の提出期限は1月31日(月)です。記載誤りまたは記載漏れのないように、期限内に提出してください。

※税務署に提出する法定調書は、FDおよびMOのほか、インターネットを利用したe-tax（国税電子申告・納税システム）により提出することができます。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門  
(資料情報担当) ☎ 0428-122-3185

### ■確定申告はお早めに

平成16年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談および申告受付は、2月16日(水)から3月15日(火)までです。

**【青梅税務署では、2月20日(日)・27日(日)も確定申告の相談などを行います】**

所得税、贈与税および個人消費税に関して、申告書用紙の配付、作成アドバイスおよび收受を行います。当日は混雑が予想されますのでお早めにお越しください。  
※右記以外の土・日曜日、祝日は執務を行っています。

### ■法定調書の提出はお早めに

行っていませんが、税務署の時間外受取箱に投函することにより提出することができます。

※確定申告期間中の税務署は大変混雑します。ご自分で確定申告書を作成し『郵送による提出』をお勧めします。

※駐車場に限りがありますので、お車での来場はご遠慮ください。

### 【還付を受けるための申告】

確定申告をする必要のないサラリーマンの方でも、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合、または中途退職で年末調整をしていない場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

その場合、1月から申告書を提出することができます。

次のような場合は還付金の支払いが遅れることがあります。ご注意ください。

◇源泉徴収票・医療費の領収書・住宅借入金等特別控除の必要書類などの添付がない場合

◇申告書に記載した内容に誤りがあるたり、不明瞭な箇所がある場合

※還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得

金額が20万円以下であつても、それを含めて申告しなければなりません。

3月に申告された場合には、還付金の支払いに相当の期間がかかることがあります。

### 【確定申告しなければならない方】

・事業所得や不動産所得などがある場合

平成16年中の事業所得や不動産所得などの所得金額の合計が、基礎控除や他の所得控除の合計額を超える方

・サラリーマンなどの給与所得者

①平成16年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方②給与所得

以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方③2か所以上から給与などの支払を受けている方

・同族会社の役員またはその他親族などの場合

同族会社からの給与のほかに、次の収入がある方

①同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息②不動産、動産、営業権など賃貸料③機械、器具などの使用料

### 【納税について】

納期限は、申告期限と同じ3月15日(火)です。納税には口座振替をご利用ください。手続きは3月15日(火)までに、管轄税務署または金融機関でお願いします。

**【還付金の受取は便利な口座振込で】**

還付金の受け取りは口座振込をご利用ください。

※振込先預金口座は『申告書に記載された住所・氏名と同一のもの』に限られます。転居などで口座の住所が旧住所の方は、金融機関に「住所変更届」の提出をお願いします。